

第41号議案

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年3月2日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市の非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができ</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができ</p>

改正後				改正前																																																	
<p>きる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340円</td> <td>14,170円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670円</td> <td>12,500円</td> <td>13,340円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>10,000円</td> <td>10,840円</td> <td>11,670円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円	備考	(略)			<p>る。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族</u>については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300円</td> <td>12,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,700円</td> <td>10,500円</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	備考	(略)		
階級	勤務年数																																																				
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																		
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円																																																		
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円																																																		
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円																																																		
備考	(略)																																																				
階級	勤務年数																																																				
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																		
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																																		
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																																		
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																																		
備考	(略)																																																				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた芦屋市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市の非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定する。(別表関係)

階 級	勤務年数					
	10年未満		10年以上20年未満		20年以上	
	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行
団長及び副団長	13,340円	12,900円	14,170円	13,700円	15,000円	14,500円
分団長及び副分団長	11,670円	11,300円	12,500円	12,100円	13,340円	12,900円
部長、班長及び団員	10,000円	9,700円	10,840円	10,500円	11,670円	11,300円

- (2) 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を10,000円(現行は9,700円)に、最高額を15,000円(現行は14,500円)に改定する。

(第5条第2項関係)

- (3) 扶養親族のいる非常勤消防団員又は消防作業従事者等に係る補償基礎額の扶養親族1人当たりの加算額を次のとおり改定する。(第5条第3項関係)

区分		改正案	現行
配偶者		—	100円
子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	433円	383円
孫		217円	217円

父母及び祖父母	60歳以上の者	217円	217円
弟妹	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	217円	217円
重度心身障害者		217円	217円

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日
- (2) 改正後の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。